

○支所・行政センターを含む組織再編成が決定

◆再編成の必要性

長崎市では、各地域に支所・行政センターを設置していますが、支所については、窓口でできる手続が少ない、「地域のまちづくり活動」を支援する機能がない、また、行政センターについては、予算や権限がなく、すぐに対応できない、少人数の専門職員では、困難な案件などにおいて複数人での対応ができないといった課題があります。一方、本庁においても役割が細かく分かれており、各地域の課題を総合的に把握し解決策を打ち出しにくいといった課題がありました。

そこで長崎市では住民が近くで用事を済ませることができ、困り事をスピーディーに解決し、また、地域の課題に合った対応をするため、支所・行政センターを含む組織を再編成し、行政サービスの窓口となる「地域センター」と地域に向く専門職員の拠点となる「総合事務所」を新たに市内の中央・東・南・北の4カ所に設置するなどの方針を決定し、その関連議案が2月定例会で審査されました。

◆関連議案の審査経過概要

組織再編成に関する議案は、総務委員会会で審査を行いました。委員会では、まず、海外行政センターなどの現地視察を行った上で、第24号議案「長崎市

役所支所設置条例の一部を改正する条例」及び第25号議案「長崎市事務分掌条例の一部を改正する条例」の審査を行いました。

これらの議案について、委員会では、行政センターで行っている道路の補修に係る人員体制や東総合事務所を耐震診断の結果が出ていない建物に設置することの妥当性などを検討した後、本庁舎に総合事務所と地域センターを設置する必要性や実施時期の考え方について確認するため、三藤副市長に出席を要請しました。

三藤副市長からは、市内どこでも同様のサービスを提供する上で、中央にも総合事務所と地域センターを設ける必要があること、住民には、用事があれば、まず地域センターに来てもらうことを周知できれば、実務上の混乱は回避できると考えていること、また、人口減少などの社会の変化が進んでいるという意味では、既に本来のスタート時期は来ているという認識であることから、できるだけ早く実施したいとの見解が示されました。

◆再編成は10月に実施へ

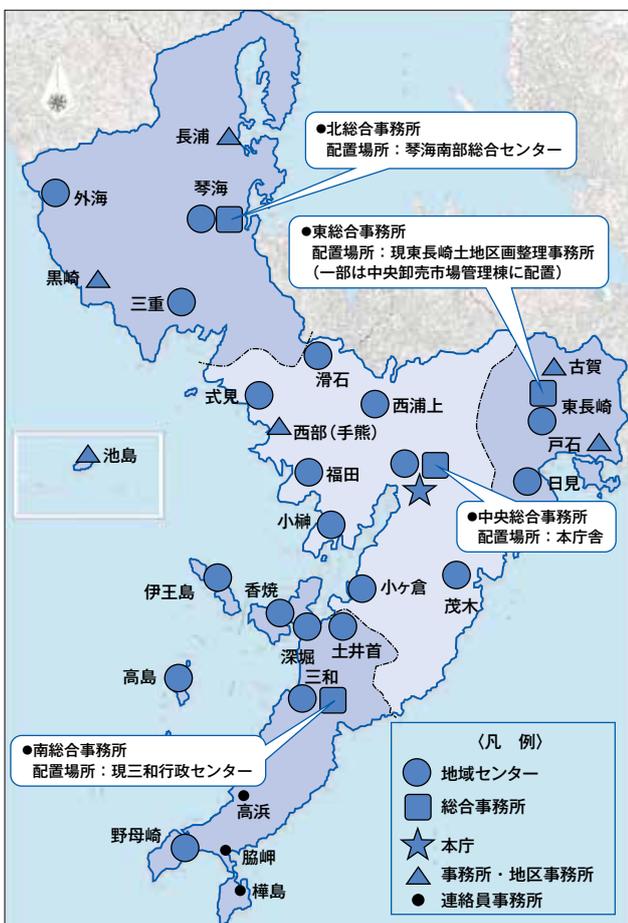
その結果、地域住民への周知が不十分であること、また、東長崎土地区画整理事業は、これまでの経過を踏まえると、引き続き現在地で業務を行うべ

きであるということとを理由として、条例の施行期日を「平成29年7月1日」から「平成29年10月1日」とし、東長崎における土地区画整理事業の事務所の所在地を変更しようとする部分を削除する修正案が提出されました。

委員会では修正案に対し、たとえ総合事務所を設置したとしても、これまで合併地区の住民が頼りにしてきた行政センターを地域センターとし、職員を減らそうとすることは認められないといった反対意見が出される一方、再編成は、地域格差をなくすとともに、ワンストップサービスとなることから、縦割りや横割りのよい部分が十分に発揮できるよう連携してほしい、施行期日が3カ月延期になれば周知期間がで

きることから、住民への細やかな説明と職員への周知徹底に努めてほしいとの要望を付した賛成意見が出され、採決の結果、両議案とも修正案及び修正案を除く原案について賛成多数で修正可決すべきものと決定しました。また、本会議においても、採決の結果、同様に賛成多数で修正可決しました。

なお、第42号議案「長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例」については、第25号議案と同様、東長崎土地区画整理事業の事務所所在地を変更する内容が含まれており、委員会及び本会議において、全会一致で否決されました。



▲支所・行政センターを含む組織再編成に係る位置図